

共同実施だより

第 1 号
平成19年 5月 日
第 1 支部 共同実施
担当 安倍川中学校区

共同実施 3年目突入!!

第1支部学校事務共同実施主任
新通小学校 志賀 聡子

「学校事務の共同実施」をご存じでしょうか。聞いたことがある。知っているけれども「事務職員が出張で出かけている。」ぐらいのことしか知らない。そういう方の方が多いかもしれませんね。共同実施の目的は、要項に次のように定められています。



1 目的

静岡市立の全小中学校を対象に、各学校において本市の教育基本構想を具現化し、自律的な教育行政を展開するため、かつ、きめ細やかな学習指導や情報化等学校の管理運営全般に関する支援を行い、各学校において教職員が児童・生徒と触れ合う時間を確保するため、支部組織による学校事務の共同実施を推進する。

『静岡市立小中学校事務の共同実施に関する要項』より抜粋

これを受け、1支部学校事務共同実施会では、次の3つのことを目標に取り組みをしています。

- 1 事務処理の効率化を図り、各校での課題解決に向けて取り組む。
- 2 中学校区ごとの教育支援を行う。
- 3 情報を活用し有効に活用する。

給与、旅費を適正に処理することはもちろんですが、学校事務を効率的に処理し、教職員が児童・生徒と触れ合う時間を確保することを目的に行っています。中学校区ごとの共同実施では、就学援助事務の学校からの配布文書を統一し、連携を図ります。また小学校、中学校での情報交換をすることにより事務処理がスムーズに行えます。給与制度の改正や、様々な改正等の情報を【事務だより】によりみなさまにお知らせします。本年度は、要項の中に「学校経営に関すること」も盛り込まれました。各校の学校事務課題解決に向け、共同実施で支援を行い、1支部事務職員全員で取り組んでいきます。



家族休暇について 「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部改正」

就学時の健康診断に付き添う場合も家族休暇が取得できるようになりました。

平成19年4月1日適用

新教育事務所のお知らせ

平成19年4月1日より、中部教育事務所と西部教育事務所が統合され、「^{せいせい}静岡西教育事務所」となり、東部教育事務所の名称が、「^{せいとう}静岡東教育事務所」となりました。

^{せいせい}静岡西教育事務所

- | | | | | | |
|---|---------|--------------------|----------------------|--------|--------------|
| 1 | 所在地 | 〒436-0294 掛川市富部456 | 静岡県総合教育センター「管理研修棟3階」 | | |
| 3 | 電話番号 | 総務課総務係 | 0537(62)1111 | 総務課経理係 | 0537(62)1112 |
| | | 教職員課 | 0537(62)1113 | 学校教育課 | 0537(62)1114 |
| 4 | ファックス番号 | 代表 | 0537(24)0058 | 教職員課専用 | 0537(62)1115 |



公立学校共済組合より



1 掛金率等の変更

平成19年4月1日より

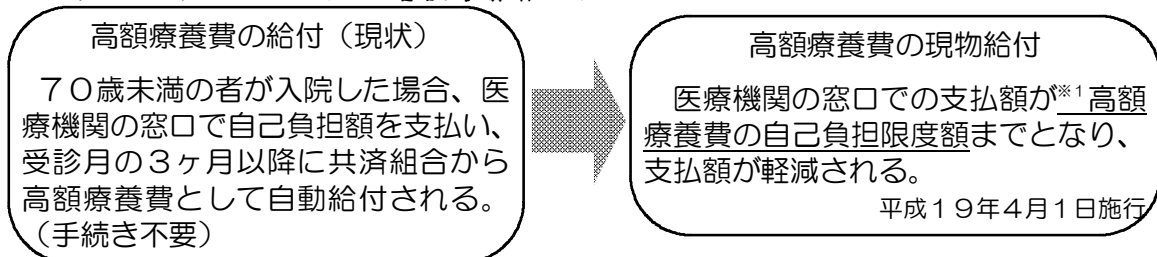
(千分率)

	毎月の給料	掛金の標準となる最高限度額 (月額)	期末手当等	掛金の標準となる最高限度額	備考
短期掛金	38.65	968,000円	30.92	5,400,000円 (年度の累計額)	
介護掛金	4.49		3.59		
長期掛金	88.075	496,000円	70.46	1,500,000円 (月額)	※19年8月まで
	90.2875		72.23		※19年9月~20年8月まで

※太文字が変更部分…介護掛金の毎月の掛金率が下がりました。
短期・長期掛金の標準となる給料等の最高限度額が上がりました。
平成19年9月より長期掛金の掛金率が上がります。



2 70歳未満の者の入院に係わる高額療養費の現物給付



※1 高額療養費の自己負担限度額



適用区分	自己負担限度額
給料額が424,000円以上の者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%
上記以外の者	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%

給料額とは、掛金の標準となる給料(給料月額+給料の調整額+教職調整額)です。

現物給付を受けようとする組合員は、「公立学校共済組合限度額適用認定申請書」を共済組合へ提出し「限度額適用認定証」を交付してもらいます。「限度額適用認定証」を医療機関の窓口へ提出すると支払い額が軽減されます。交付希望者は各校の事務職員までお願いします。 ※交付希望されない組合員は現状どおりとなります。

3 医療費助成事業及び公費負担医療の対象者の届出

国や地方公共団体が実施する医療費助成事業等は、共済組合が行う医療費給付事業に優先して行われるため、下記により助成の対象となっている組合員及び該当者を扶養している職員は届出をお願いします。

記

- 1 届出の対象となる医療費助成事業
 - (1) 母子家庭医療費助成事業
 - (2) 重度障害者(児)医療費助成事業
 - (3) 国及び地方公共団体の公費負担医療
 - ア 障害者自立支援法によるもの(更正医療・育成医療・精神通院医療)
 - イ 児童福祉法によるもの(療育の給付・小児慢性特定疾患)
 - ウ 特定疾患治療研究事業によるもの(特定疾患等)
 - エ ア~ウ以外の公費負担医療

※乳幼児医療費助成事業の対象者については、届出の必要はありません。



2 報告期日 平成 19 年 月 日 () 事務職員へ

※互助組合の改正(H19.4~)については、互助新聞の4月号に記載されております。